

「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正案に対する意見募集の結果について

平成20年3月28日

厚生労働省健康局水道課

『水道施設の技術的基準を定める省令』の一部を改正する案について」に関して、平成20年1月25日から2月25日まで御意見を募集したところ、計11件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見の概要と、それらに対する当省の考え方は次のとおりです。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約するとともに、意見募集の対象となる事項についてのみ考え方を示しております。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見概要	件数	御意見に対する考え方
1	自家用である専用水道については対象から除いてほしい。	計1件	専用水道は、水道事業と同様に多数の人に必要な水を供給する可能性のあるものであり、専用水道の目的用途にかかわらず、水道施設は水道法及び水道施設の技術的基準を定める省令に基づいた施設基準を具備する必要があると考えます。
2	分水栓についても耐震性を考慮すべきではないか。	計1件	分水栓は、給水装置であり、水道施設の技術的基準を定める省令の対象外ではありますが、給水装置に関する耐震性について検討する際に参考にさせていただきます。
3	重要な施設の定義について、破損した場合に重大な二次災害を生じるおそれが高い配水施設の表現があいまいである。	計2件	具体的には、破損時に住民の財産等に直接関わる可能性の高い施設、塩素等の危険物取扱い施設が該当するものと考えられます。
4	備えるべき耐震性能基準の記述内容が抽象的である。	計1件	水道施設の備えるべき耐震性能について性能基準として定めています。耐震性能に関するより具体的な技術的情報を今後とも提供していきます。
5	レベル2地震動に対する耐震性能を満たす場合は、レベル1地震動に対する耐震性能を満たすと考えられるので規定は不要ではないか。	計1件	対象とする地震動はレベル2地震動の方が大きいですが、満たすべき耐震性能が異なりますので、両方の地震動に対してそれぞれに耐震性能を満たす必要があると考えます。
6	備えるべき耐震性能基準のうち、管路については「管路の耐震化に関する検討会報告書」により評価してよいか。	計1件	「管路の耐震化に関する検討会報告書」を管路の管種・継手を選択する際の参考情報として、水道事業者等に提供していく考えです。
7	管路の耐震適合性については、管路の耐震化に関する検討会報告書が基準になるが、水道配水用ポリエチレン管は「耐震性能が検証されるには、未だ時間を要する」という注釈がつけられている。能登半島地震、新潟県中越沖地震の実績を基にその注釈を削除してもらいたい。	計1件	管路の耐震化に関する検討会においては、特に過去の地震における被災経験に重点をおいて整理しましたが、それ以外にも、経年劣化等の長期耐久性、一度大地震を経験した後の耐震性、管材料自体の実績年数などの議論を踏まえ、「十分に耐震性能が検証されるには時間を要すると思われる」とされたものです。
8	水道事業者が既存管路の耐震性を評価し、その評価に基づいて耐震化計画を策定できるように配慮していただきたい。	計1件	現に設置されている施設(既存施設)については、経過措置により、大規模の改造のときまでは、規定を適用しないこととしています。既存管路の耐震化のための布設替えは、水道事業者が耐震性を評価の上、その重要度・優先度に応じて計画的に実施され、可能な限り早期に耐震適合性を有する管種・継手に転換されることが重要であると考えます。
9	経過措置にある大規模の改造とは水道事業者の判断に委ねられるのか	計1件	「大規模の改造」は、当該施設の相当部分に係る改造をいいます。
10	配水本管の定義を、配水管のうち、給水管の分岐のないものとしているが、「給水管の分岐は可能だが、実態として当該管路からの分岐のないもの」が含まれるかあいまいな表現である。表現を変更すべきである。	計1件	当該管路から現に分岐はないが、給水管の分岐が想定されるものは、配水本管には当たりません。